

富津市産業振興促進計画

令和2年3月10日作成

千葉県富津市

目 次

1. 総論	1
2. 計画の区域	4
3. 計画の期間	5
4. 計画区域の産業の現状及び課題	5
5. 計画区域において振興すべき業種	6
6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携	6
7. 計画の目標	8
8. 計画評価・検証の仕組み	8
9. 参考データ等	9

富津市産業振興促進計画

令和2年3月10日作成

千葉県富津市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

富津市（以下、「本市」とする。）は、千葉県、房総半島の中西部東京湾側に位置し、首都東京都まで約45km、県庁所在地の千葉市まで約40kmの距離にある。北東は君津市、南は鴨川市及び鋸南町に接している。市の面積は205.53km²であり、南房総地域の面積（1,188.71 km²）の約17%を占めており、房総半島の中でも地形の変化に富み、南北40kmにも及ぶ海岸線と緑豊かな鹿野山や切り立った崖の鋸山など、海や山に囲まれた自然豊かなまちである。

北部にあたる東京湾に突出した富津岬は、関東の天の橋立といわれ、南房総国定公園にも指定されている。岬周辺は潮干狩りや海水浴の観光スポットで多くの観光客でにぎわいを見せている。

南部にあたる房総丘陵は、観光牧場がある鹿野山や切り立った崖の鋸山などが観光客を集めている。東京湾越しの富士山の眺望は、関東の富士見百景にも選出されている。

また、南関東最大級の古墳である内裏塚古墳を中心とした古墳群が形成されており、いにしえの時代から富津の地に歴史が刻まれていることがうかがえる。

本市の産業の状況は、水稻と施設園芸や露地栽培などの畠地耕作栽培を中心とする農業が営まれており、農用地の効率的な活用と遊休農地の有効利用を図るとともに、より生産性の高い農業形態の導入が求められている。

林業については、森林管理の手法が森林の多面的機能の発揮を主体としたものに移行しており、林業の振興や木材利用の拡大についても、森林の機能や環境面に配慮した手法を考えていく必要がある。

水産業については、西部に広がる東京湾を活かし、北部海域はのり養殖やアサリなどの二枚貝養殖に適し、南部海域は良好な磯根資源を有し、さざえや鯛などの高級魚介類の生息に適している。

工業については、市北部の埋立地に県企業庁が造成した「富津地区工業用地」があり、約380haの工業用地には、55社の企業進出が決定（平成27年3月末現在）し、約97.7%が分譲・賃貸され、火力発電所や製造業、運輸業などが操業している。

本市の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ＩＣＴも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじ

め、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

（2）前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成27年に認定された富津市産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取り組み】

○富津市

- ・租税特別措置の活用の促進
- ・農業生産基盤の整備
- ・生産性の高い農業の形成
- ・農地の保全と有効利用
- ・森林の保全
- ・観光農林業の育成
- ・効率的な安定した漁業経営
- ・漁港・漁場の整備
- ・つくり育てる漁業の推進
- ・観光漁業の振興
- ・魅力ある商店街づくりの推進
- ・融資制度の充実
- ・商業・工業団体の育成
- ・中小企業の振興
- ・企業誘致の推進
- ・地域ブランドの確立
- ・観光情報サービスの強化
- ・市のトータルイメージの確立
- ・雇用機会の確保
- ・労働環境の充実
- ・情報通信基盤の整備推進

○千葉県

- ・租税特別措置の活用の促進

- ・魅力ある房総農業の推進
- ・農業生産基盤の整備
- ・集出荷体制の改善
- ・特色ある産地の育成
- ・林業生産基盤の整備
- ・野生動物等による被害の防止
- ・つくり育てる漁業の推進
- ・漁港の整備
- ・流通加工体制の整備
- ・後継者の育成と漁村の整備
- ・内水面漁場の整備
- ・企業立地の促進
- ・起業の促進
- ・商業の振興
- ・道路環境の整備
- ・自然公園の整備
- ・情報通信関連施設の整備

○富津市商工会

- ・事業・生活資金の斡旋
- ・地域振興策（特産品開発、地域情報発信）の推進
- ・経営労務・創業支援

○君津市農業協同組合

- ・安心・安全で品質の高い農畜産物の生産と販売
- ・担い手支援対策の充実と強化
- ・生産・販売事業の改善
- ・農産物直売所の魅力と集客の向上
- ・暮らしのサポート事業の充実
- ・協同活動組織の活性化

○各漁業協同組合

- ・購買事業の充実
- ・販売事業の強化
- ・漁協自営事業の推進
- ・指導事業の実施

○富津市観光協会

- ・観光プロモーションの推進
- ・観光イベントの実施
- ・観光情報の発信

【目標】

業種	新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	8	200
旅館業	1	6
農林水産物等販売業	1	7
情報サービス業等	1	3

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点でのような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	0	0
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

※新規設備投資件数は半島税制優遇措置を受けた件数、新規雇用者数は半島税制優遇措置を受けた設備投資に伴い創出された人数。

【成果及び課題】

対象業種の事業者に対し、半島税制に関する情報発信及び周知が不足していたため、本制度を活用した新規設備投資に結びつかなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 半島税制優遇措置等の効果的な情報発信及び制度の周知
- (ii) 半島税制対象の既存事業者への周知による設備投資の促進

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された南房総地域内における富津市内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

観光農林業の振興として、地場産業の活性化のための核となる地域特産品や農林水産物などを活用するとともに、新たな流通の確立や観光の振興につながる販売方法と販路の開発を進める必要がある。

また、水産物の安定した生産と産地流通機能を強化するため、流通組織の合理化を図るとともに、漁業後継者の育成と確保に努める必要があり、水産加工業の経営基盤の安定に努め、新たな特産品の開発に係る調査研究を進める必要がある。

(2) 商工業（製造業を含む）

本市の中小企業の生産活動は、住工混在の中で営まれているものが多く、その環境整備が立ち遅れているため、住環境と経営環境の改善が必要であり、長期にわたる経済の低迷と高齢化や後継者の減少により、経営の近代化などに係る資本の投入が進まず停滞している。

また、富津地区工業用地の約2haの未分譲地の解消について、引き続き県企業庁と連携を図り、誘致活動に努める必要がある。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

本市における当該業種の立地実績は極めて少ない状況にある。

現在、市内全域で光ファイバー高速大容量通信サービスの利用が可能となっているが、今後も住民から産業まで幅広く効果的に情報通信技術を活用できるよう情報通信基盤の整備推進に努める必要がある。

(4) 観光（旅館業を含む）

多様化・高度化する観光ニーズは、見る観光から癒しやグルメ、自然体験など地域に密着した産業型・体験型の観光を求める傾向が強くなっていることから、農業や漁業をはじめとする第1次産業との連携や市内に点在する歴史・文化や自然などの地域資源を活用した観光ルートやプログラムなど新しい魅力ある観光地づくりを進める必要がある。

また、常に新しい観光情報を提供するため、市及び観光協会のホームページなどの多様のメディアを活用し、情報を充実させる必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農水産物の販路拡大	農水産物の販促活動を行い、ブランド化を推進することで付加価値の向上を図る。
新規特産物の開発	本市において生産される農林水産物及び技術等を活用し、市の産業、観光の発展に寄与するような特産品開発の調査、研究事業に助成を行い、地場産業の振興及び地域の活性化を図る。
商工業との連携	異業種との交流・連携により、販路拡大及び産業の活性化を図る。

実施主体・主な役割	
市	農商工連携の促進 地域資源を活かしたイベントの開催 水産物加工品開発の支援
漁業協同組合	飲食店等への販促活動 養殖事業の研究 物産等の販促・販路拡大への支援
観光協会	観光プロモーション事業と連携し、市のブランドイメージの創出 や特産品のPR

(2) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度、経営相談を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業セミナーや起業家同士の交流会等を実施し、経営者の育成及び商工業の活性化を図る。

実施主体・主な役割	
市	融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置 関連セミナー等の周知
商工会	市の融資・補助制度の周知 経営・起業相談の実施

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光地としての魅了創出	市内における観光資源を洗い出し、特色を活かした観光コンテンツの充実により、観光地としての魅力向上を図る。
インバウンド観光の促進	訪日外国人の誘客を促進し、観光業の活性化を図る。
宿泊客の受入体制の充実	経済効果の大きい宿泊・滞在型観光を促進し、旅館業の活性化を図る。

実施主体・主な役割	
市	観光ガイドブックの作成 特色ある地域資源を活かした観光 PR 活動の実施 関係団体や民間企業と連携した集客促進事業
観光協会	観光 PR・集客促進事業の実施 旅館等受入体制の強化 特色ある地域資源を活かした観光 PR 活動の実施
商工会	事業者同士の連携の促進 特色ある地域資源を活かした観光 PR 活動の実施

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地の促進	各種情報提供に努め、企業誘致を促進する。

実施主体・主な役割	
市	情報通信環境の整備

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資を支援する。

実施主体・主な役割	
市	Web 媒体、情報媒体による情報発信 事業者への制度周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 税務部署窓口にて半島税制に関する周知資料提供 Web 媒体による情報発信
商工会	市と連携した制度周知の実施 会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知

7. 計画の目標

（1）設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	10 件
-------------	------

（2）雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	200 人
-----------	-------

（3）事業者向け周知に関する目標（毎年度）

① Web 媒体等による情報発信	・市ホームページにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、広報紙にて年1回程度情報発信をする。
② 事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。
	・商工会議所において経営相談を受ける際に制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合戦略等において行われる評価、進行管理を基礎とし、P D C A サイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

人口の推移

(単位：人)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 7 年～27 年の増減	
						増減	増減率 (%)
総数	54,273	52,839	50,162	48,073	45,601	△8,672	△16.0
0 歳～14 歳	8,184	7,191	5,960	5,009	4,271	△3,913	△47.8
15 歳～64 歳	36,311	34,207	31,444	29,028	25,510	△10,801	△29.7
65 歳以上 (a)	9,778	11,416	12,758	13,974	15,684	5,906	60.4
(a) / 総数 高齢者比率	18.0	21.6	25.4	29.1	34.4	—	—

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

(国勢調査)

【人口動態】

人口動態

(単位：人)

区分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
自然動態	出生 (a)	227	209	212	196	188
	死亡 (b)	637	695	667	707	712
	小計 (c) = (a) - (b)	△410	△486	△455	△511	△524
社会動態	転入 (d)	1,405	1,701	1,509	1,454	1,478
	転出 (e)	1,535	1,646	1,574	1,541	1,530
	小計 (f) = (d) - (e)	△130	55	△65	△87	△52
合計 (c) + (f)		△540	△431	△520	△598	△576

※各年 1 月から 12 月までの 1 年間の実績。

(千葉県毎月常住人口調査)

【産業別事業所数及び従業者数】

産業（大分類）別事業所の推移（民営）

産業分類	事業所数			従業者数 (人)		
	平成 24 年	平成 26 年	増減	平成 24 年	平成 26 年	増減
総数	2,068	2,024	△44	17,080	17,364	284
農業、林業、漁業	21	20	△1	202	167	△35
鉱業、碎石業、砂利採取業	8	6	△2	67	79	12

建設業	310	292	△18	2,051	1,918	△133
製造業	174	177	3	2,726	2,945	219
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	-	169	194	5
情報通信業	3	4	1	10	7	△3
運輸業、郵便業	45	45	-	611	504	△107
卸売業、小売業	510	489	△21	3,213	3,259	46
金融業、保険業	19	18	△1	147	119	△28
不動産業、物品賃貸業	50	54	4	200	222	22
宿泊業、飲食サービス業	248	244	△4	1,686	1,598	△88
医療、福祉	120	143	23	1,854	2,066	212
教育、学習支援業	54	51	△3	215	231	16
複合サービス業	23	25	2	196	291	95
サービス業 (他に分類されないもの)	152	161	9	1,289	984	△305

(平成 24・26 年経済センサス基礎調査)

【観光入込客数】

観光入込客数・宿泊客数の推移

年	観光入込客数 (千人)	宿泊客数 (千人)
平成 26 年	2,147	29
平成 27 年	2,140	33
平成 28 年	2,272	41
平成 29 年	2,158	45
平成 30 年	2,104	42

(商工観光課)